

高度専門職ポイント計算表(高度専門職1号イ・高度専門職2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第1号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料			
学歴	博士(専門職学位を除く)	<input type="checkbox"/>	30	①			
	修士又は専門職学位	<input type="checkbox"/>	20				
職歴	従事しようとする研究, 研究の指導又は教育に係る実務経験			②			
	7年以上	<input type="checkbox"/>	15				
	5年以上7年未満	<input type="checkbox"/>	10				
	3年以上5年未満	<input type="checkbox"/>	5				
年収	30歳未満			③			
	30～34歳						
	35～39歳						
	40歳以上						
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上		1,000万円以上	<input type="checkbox"/>	40
	900～1,000万円	900～1,000万円	900～1,000万円		900～1,000万円	<input type="checkbox"/>	35
	800～900万円	800～900万円	800～900万円		800～900万円	<input type="checkbox"/>	30
	700～800万円	700～800万円	700～800万円		—	<input type="checkbox"/>	25
600～700万円	600～700万円	600～700万円	—	<input type="checkbox"/>	20		
500～600万円	500～600万円	—	—	<input type="checkbox"/>	15		
400～500万円	—	—	—	<input type="checkbox"/>	10		
年齢	申請の時点の年齢			/			
	30歳未満	<input type="checkbox"/>	15				
	30～34歳	<input type="checkbox"/>	10				
	35～39歳	<input type="checkbox"/>	5				
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上	<input type="checkbox"/>	20	④			
	外国政府から補助金, 競争的資金等を受けた研究に3回以上従事	<input type="checkbox"/>	2以上に該当する場合は	⑤			
	学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	<input type="checkbox"/>	25	⑥			
	その他法務大臣が認める研究実績	<input type="checkbox"/>		⑦			
特別加算	契約機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている	<input type="checkbox"/>	10	⑨			
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	<input type="checkbox"/>	10	⑩			
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超	<input type="checkbox"/>	5	⑩ ⑪			
	$\frac{\text{試験研究費等}}{\text{売上高}} = \frac{\text{円}}{\text{円}} = \text{\%}$						
	従事しようとする業務に関連する外国の資格, 表彰等で法務大臣が認めるものを保有	<input type="checkbox"/>	5	⑫			
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	<input type="checkbox"/>	10	⑬			
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	<input type="checkbox"/>	15	⑭			
合計			0				

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名/作成年月日

署名

年 月 日